

## 法に基づく本計画の位置づけ

### ○地球温暖化対策地方公共団体実行計画とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は国の温暖化対策に関する計画である「地球温暖化対策計画」に即して、「地方公共団体実行計画」を策定することが義務付けられています。地方公共団体実行計画は、大きく分けて「事務事業編」と「区域施策編」の2編から構成されます。本書では「事務事業編」について記載いたします。

#### ➤ 「事務事業編」とは

地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるよう求められているもので、全ての地方公共団体において策定義務があります。(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項)

#### ➤ 「区域施策編」とは

その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画を策定するもので、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があります。(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項及び第4項)

### ○札幌市の地方公共団体実行計画

これまでは、札幌市の地方公共団体実行計画「札幌市温暖化対策推進ビジョン」(2011年3月策定)に基づき温暖化対策を進めてきましたが、東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所の事故を受け、国のエネルギー政策や温暖化対策を取り巻く状況の変化などを踏まえ、新たな計画を策定することといたしました。

なお、2014年10月末時点において、国の「地球温暖化対策計画」は策定されていませんが、「当面の地球温暖化対策に関する方針(2013年3月15日、地球温暖化対策推進本部決定)」では、「地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定にいたるまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求める」としており、本計画はこの方針を踏まえて策定したものです。

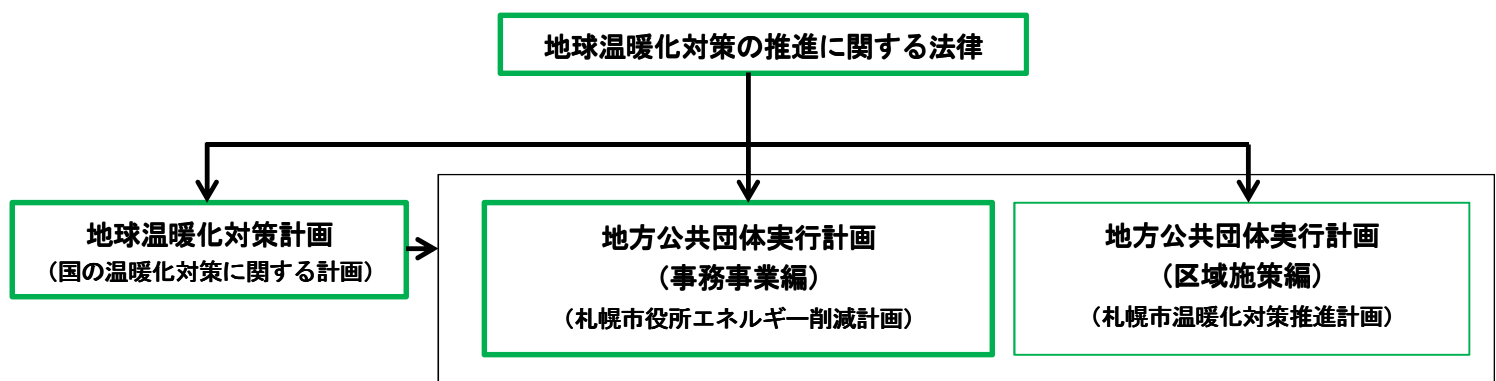


図1 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく本計画の位置づけ